

表-3 計画の内容 (2)

事項名	湖沼名	霞ヶ浦	印旛沼
3. 水質の保全のための規制 その他の措置			
(1) 工場・事業場排水対策		・化学的酸素要求量、窒素、磷に係る上乗せ排水基準の適用 ・小規模特定事業場に対する排水基準の適用 ・汚濁負荷量規制の対象事業場の拡大	・化学的酸素要求量、窒素、磷等に係る上乗せ排水基準の適用及び小規模な飲食店等の条例による排水規制 ・汚濁負荷量規制対象事業場の拡大及び規制基準の遵守の徹底 ・規制対象外の工場・事業場の指導等
(2) 生活排水対策		・水環境にやさしいライフスタイルの確立 ・生活排水対策の重点的な推進	・水濁法に基づく生活排水対策 ・下水道等への接続の促進 ・浄化槽の適正な設置・管理の確保 ・各家庭における生活雑排水対策の推進
(3) 畜産に係る汚濁負荷対策		・畜舎等に係る汚濁負荷対策 ・家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守 ・家畜排せつ物の管理の方法に関する啓発等	・畜舎の管理の適正化 ・家畜排せつ物の適正処理の促進
(4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策		・こい養殖に係る規制基準の遵守の徹底、規模の適正化等 ・漁獲による浄化対策	・魚類養殖施設における適正給餌の徹底等
(5) 流出水対策		・環境にやさしい農業の推進（化学肥料等の使用量削減、負荷低減技術の開発と普及、表土流出防止等） ・歩道や側溝等の清掃等による市街地等からの流出負荷抑制 ・流出水対策地区における重点的な対策の実施	・各戸貯留・浸透施設の設置・促進、路面や側溝等の清掃 ・農業用排水路の管理・整備、施肥法の改善、遊休農地の積極的活用 ・流出水対策地区における重点的な対策の実施
(6) 緑地の保全その他自然環境の保護等		・森林の保全・整備、創出 ・湖岸の自然環境の保全・再生	・緑地の保全その他の自然環境保護 ・森林の適正管理 ・自然水辺の復元 ・既存湧水の保全 ・水生生物の保全・復元、外来生物の対策、在来生物の保全
4. その他水質保全のために必要な措置		・公共用水域の水質の監視 ・地域住民等に対する知識の普及と意識の高揚（情報発信、環境学習・啓発活動の実施、地域住民等の参画の促進） ・調査研究の推進 ・関係者の連携・協力による計画推進体制の整備 ・事業者等に対する助成 ・開発行為等における配慮	・印旛沼流域水循環健全化会議における水環境等に係る施策の推進 ・公共用水域の水質の監視 ・調査研究の推進 ・地域住民等の協力の確保等 ・関係地域計画との整合 ・事業者等に対する助成 ・環境学習の推進等

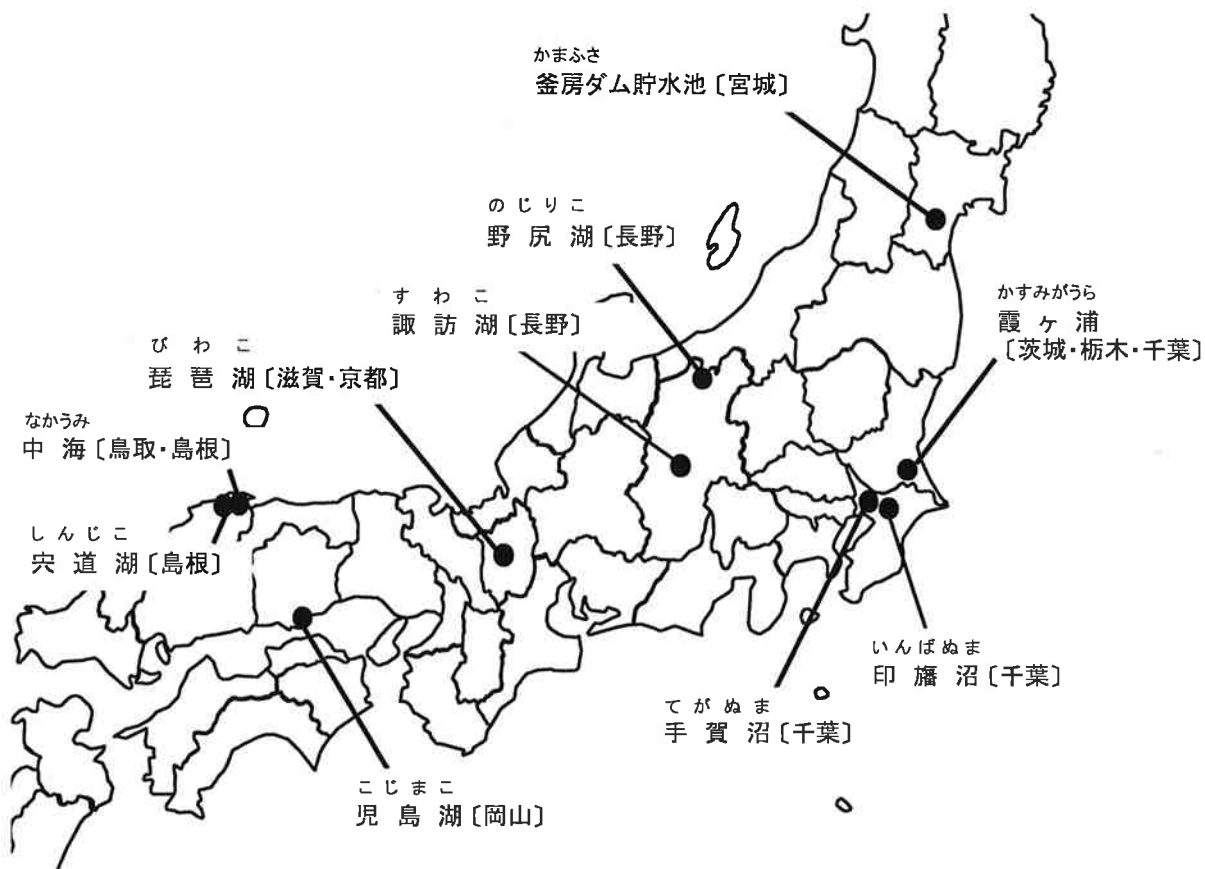
手賀沼	琵琶湖	児島湖
・化学的酸素要求量、窒素、リン等に係る上乗せ排水基準の適用及び小規模な飲食店等の条例による排水規制 ・汚濁負荷量規制対象事業場の拡大及び規制基準の遵守の徹底 ・規制対象外の工場・事業場の指導等 ・水濁法に基づく生活排水対策 ・下水道への接続の促進 ・下水道未整備地区における雑排水の下水道への取り込み ・浄化槽の適正な設置・管理の確保 ・各家庭における生活雑排水対策の推進 ・畜舎の管理の適正化 ・家畜排せつ物の適正処理の促進 ・魚類養殖施設における適正給餌の徹底等 ・雨水浸透施設の設置・促進、歩道や側溝等の清掃 ・減農薬農法の実践、適正施肥推進、遊休農地の積極的活用 ・流出水対策地区における重点的対策の実施 ・緑地の保全その他の自然環境保護 ・森林の適正管理 ・現存湧水の保全 ・生態系の保全・再生 ・水辺景観・水辺地の保全・再生	・化学的酸素要求量、窒素、リン等に係る上乗せ排水基準の適用 ・汚濁負荷量規制対象事業場の拡大及び規制基準の遵守の徹底 ・規制対象外の工場・事業場の指導、下水道への接続促進等 ・水濁法に基づく生活排水対策（滋賀県生活排水対策の推進に関する条例） ・下水道への接続の促進 ・浄化槽の適正な設置・管理の確保 ・水環境への負荷の少ないライフスタイルの確立 ・畜舎の管理の適正化 ・家畜排せつ物の適正管理と利用促進（滋賀県畜産公害防止基本対策要綱、京都府環境保全型畜産確立基本方針等） ・魚類養殖に係る指導（飼料投与・へい死魚の適正処理等） ・滋賀県環境こだわり農業（滋賀県環境こだわり農業推進条例）の推進、農村における資源循環型システムの構築支援 ・小水路等の清掃、街路の透水性舗装、雨水貯留浸透施設等都市地域対策 ・森林の適正管理 ・流出水対策地区における重点的対策の実施 ・関係諸制度の的確な運用を通じた緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 ・自然環境の有する機能の研究 ・「琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」による自然再生整備及びヨシ群落の保全	・化学的酸素要求量、窒素、リン等に係る上乗せ排水基準及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量規制基準の適用 ・汚濁負荷量規制基準の適用及び遵守の徹底 ・規制対象外の工場・事業場の指導等 ・水濁法に基づく生活排水対策 ・児島湖環境保全条例に基づく環境保全実践モデル地区の見直し ・下水道への接続の促進 ・浄化槽の適正な設置・管理の徹底及び合併処理浄化槽への転換促進 ・各家庭における生活排水対策の推進 ・排水濃度規制及び構造・使用規制の徹底 ・家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守の確保 ・有機物の適切な農地還元等による土づくりや生産性の向上と環境負荷の低減を調和させた農業の推進等 ・道路路面等の清掃、雨水貯留施設等市街地対策 ・流出水対策地区における重点的な対策 ・関係諸制度の的確な運用を通じた緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 ・里山再生事業等による森林保全、涵養機能の回復等
・公共用水域の水質の監視 ・調査研究の推進 ・手賀沼ビオトープによる水質浄化 ・地域住民等の協力の確保等 ・関係地域計画との整合 ・事業者等に対する助成 ・環境学習の推進等	・公共用水域の水質の監視 ・調査研究の推進 ・地域住民等の協力の確保等 ・南湖の再生プロジェクト ・水生生物の保全に係る水質環境基準類型指定 ・南湖東岸部における水質保全対策 ・関係地域計画との整合 ・事業者等に対する助成 ・自然生態系の保全と自然浄化機能の回復	・公共用水域の水質測定 ・調査研究の推進 ・県民との協働による環境保全活動の推進 ・学習活動の推進（中・高生を対象とした環境研究活動に対する助成等） ・関係地域計画との整合 ・事業者等に対する助成

表-4 流出水対策推進計画の内容

事業名 湖沼名	霞ヶ浦（山王川流域）	霞ヶ浦（鉾田川流域）	印旛沼（鹿島川流域）
1. 流出水対策の実施の推進に関する方針	CODでみると面源負荷の5割以上を占めている市街地からの流出水対策に重点的に取り組む。	家畜排せつ物の適正処理や農地における適正施肥の促進、道路の清掃など様々な汚濁発生要因に応じた効果的な対策を行う。	他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る。
2. 具体的方策	道路の清掃、市道の維持管理、県道の維持管理	家畜排せつ物の適正処理の促進、道路の清掃、県道の維持管理	環境への負荷を軽減する農業、遊休農地の活用、各戸貯留・浸透施設の設置、側溝等の清掃等
3. 啓発に関すること	パンフレットの作成や説明会の開催により、対策実施の啓発に努める。	パンフレットの作成や説明会の開催により、対策実施の啓発に努める。	パンフレットの作成や説明会の開催により、対策実施の啓発に努める。
4. その他必要な措置	モニタリングの実施	モニタリングの実施	モニタリングの実施

手賀沼	琵琶湖	児島湖
他の河川流域より、さらに流出水汚濁負荷量の削減を図る。 環境への負荷を軽減する農業、遊休農地の活用、雨水浸透施設の設置・促進等、路面清掃車による清掃 パンフレットの作成や説明会の開催により、対策実施の啓発に努める。	赤野井湾流域に暮らすすべての人々が、ホタルが舞い、シジミが棲めるような水環境に改善し、誇りある地域にする。 環境こだわり農業等による農業排水の負荷削減、県道・市道の透水性舗装の整備等による市街地排水対策、内湖を活用した浄化施設や環境配慮型の堤脚水路の整備等 エコライフの普及啓発の促進、環境情報交換会、企業トップセミナー等による啓発、環境学習の展開	児島湖周辺干拓地の代表的な農業地帯である岡山市灘崎町北七区を流出水対策地区に指定し、各種対策を重点的に実施する。 土壌診断による適正な施肥量の指導、湖沼流域水環境保全手法確立調査、農業用水路の直接浄化対策、アダプト等による道路・水路の環境美化活動、道路・側溝等の清掃 パンフレットの作成、配付等による普及啓発
モニタリングの実施	モニタリングの実施、フォローアップ会議の開催（年１回）	モニタリングの実施

1. 指定湖沼位置図



湖沼水質保全計畫策定狀況一覽

[illegible]